鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第34号

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改正前 |
|-------------------------|------------|
| | |
| (協議会の設置等) | (協議会の設置等) |
| 第3条 略 | 第3条 略 |
| 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係 | |
| 者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識 | |
| 経験のある者の中から任命する。 | |
| <u>3</u> 略 | <u>2</u> 略 |
| <u>4</u> 略 | <u>3</u> 略 |
| | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。